

特 記 仕 様 書

土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は、下記のとおりとする。

項 目	特 記 事 項
使用資材について	<ol style="list-style-type: none"> 1 本工事に使用する資材については、県内産資材又は県内取扱業者から購入した資材の使用に努めること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を優先するものとする。 (2) 県内産の資材がなく、やむを得ず県外産の資材を使用する場合には、県内業者の取扱う資材を優先するものとする。 2 資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称、所在地及び資材名等を記載した主要資材購入先一覧届出書を監督員を通じ提出すること。 3 県外産資材を県外取扱業者から購入する場合には、前記の届出書に県内産資材又は県内取扱業者から購入した資材を使用しない理由を書面にして添付すること。
下請負業者の選定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合、下請負の相手方は県内業者から選定するよう努めること。 2 下請負に付そうとする場合には、あらかじめ下請負人選定一覧届出書を監督員を通じて提出すること。 3 県外業者を下請負の相手方として選定する場合には、前記の届出書に県内業者を選定しない理由を書面にして添付すること。
監督検査の強化について	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央調整池（増設）工事（以下「当該工事」という）は低入札価格調査対象工事であるが、当該工事が低入札価格工事となった場合、受注者は当該工事において、主要資材の確認及び不可視部分等の検査を発注者が必要と認める時点で受けなければならない。 2 その他検査に必要な書類等については、中間検査実施要領による。
工期設定について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工期設定においては、雨天、休日等を見込み設定している。なお、休日等には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を見込んでいる。
工事の着手について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事においては、14日以内に現場工事（準備工を含む。）を開始すること。

項 目	特 記 事 項
用地関係について	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、企業団敷地内で行うが、周辺は保安林であるため施工にあたっては、十分注意すること。特に、基盤整備工のブロック積は、既設の法面を切り直して行う工事であり、保安林区域に近接するため、施工範囲を特に注意して作業を行うこと。 また、当該工事場所までの道路は、他の山林関係者も利用しているため、関係者と十分協議を行うこと。
工程関係について	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度出来形として、基盤整備工、場内配管工及び調整池付帯施設材料を見込むため、これらについて、平成30年3月20日までに完成又は購入すること。 なお、今年度の支払限度額が設定されているためこれを越えての支払は今年度は出来ないので注意すること。
施工時間について	<ul style="list-style-type: none"> 場内での工事の施工時間は、8：30～17：15とする。 場外での工事の施工時間は、9：00～16：30とする。 なお、当該工事は、既設調整地内での工事であるため、作業を行う日は、入退場時に岡山県広域水道企業団北部事務所へ連絡すること。
施工計画書について	<ul style="list-style-type: none"> 本工事の施工計画書には、平成29年度出来形を踏まえた実施工程表を作成し、あわせて、水圧試験に係る項目を追記し提出すること。
安全対策関係について	<ul style="list-style-type: none"> 本工事の施工にあたっては、交通誘導員を適切に配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。 なお、交通誘導員として延べ30人を（調整池コンクリート打設関連15名、残土搬出関連10名、本舗装工5名）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は、別途協議する。 なお、現場状況及び関係機関との調整等により、これによりがたい場合は、監督員と別途協議する。

項 目	特 記 事 項				
公害対策関係について	<p> ・ 本工事において、次に示す一般建設機械8機種を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械、または、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすことができる。ただし、これにより難しい場合は別途監督員と協議するものとする。 </p> <p style="text-align: center;">一般建設機械8機種</p> <table border="1" data-bbox="674 863 2045 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="674 863 1794 927">機 種</th> <th data-bbox="1794 863 2045 927">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="674 927 1794 1385"> <ul style="list-style-type: none"> ○バックホウ ○トラクタショベル（車輪式） ○ブルドーザ ○発動発電機（可搬式） ○空気圧縮機（可搬式） ○油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ○ローラ（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ） ○ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン） </td> <td data-bbox="1794 927 2045 1385"> ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○バックホウ ○トラクタショベル（車輪式） ○ブルドーザ ○発動発電機（可搬式） ○空気圧縮機（可搬式） ○油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ○ローラ（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ） ○ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン） 	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
機 種	備 考				
<ul style="list-style-type: none"> ○バックホウ ○トラクタショベル（車輪式） ○ブルドーザ ○発動発電機（可搬式） ○空気圧縮機（可搬式） ○油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ○ローラ（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ） ○ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン） 	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。				

項 目	特 記 事 項																				
建設発生土について	<ul style="list-style-type: none"> 本工事で発生する建設発生土については現場内で利用することとし、搬出する場合においては以下の場所への搬出を見込んでいるが、工事間利用調整の状況によっては、設計変更の対象とする。また、現地において予定した土質及び土量等に変更があった場合は、速やかに監督員と協議すること。 <table border="1" data-bbox="707 454 1998 547"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>搬出量</th> <th>搬出先</th> <th>搬出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種建設発生土</td> <td>約280m³</td> <td>岡山建設残土センター (運搬距離37.2km)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本工事で発生する建設発生土を任意の場所に処分する場合は、事前に処分先、処分量及び処分費について監督員と協議すること。また、運搬及び処分費が上記の残土センターよりも安価となる場合は設計変更対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の公共事業との調整で建設発生土の処分先を指定する場合があります、その際は監督員の指示に従うこと。 	種別	搬出量	搬出先	搬出時期	第2種建設発生土	約280m ³	岡山建設残土センター (運搬距離37.2km)													
種別	搬出量	搬出先	搬出時期																		
第2種建設発生土	約280m ³	岡山建設残土センター (運搬距離37.2km)																			
建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物について	<p>本工事から発生する特定建設資材廃棄物は、以下の施設に搬入することを見込んでいる。その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="707 970 2029 1185"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>再資源化施設名称</th> <th>位 置</th> <th>運搬距離(片道)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊(無筋)</td> <td>(株)ジェイピー有価物回収</td> <td>津山市下田邑706-2</td> <td>9.4km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊(鉄筋)</td> <td>(株)ジェイピー有価物回収</td> <td>津山市下田邑706-2</td> <td>9.4km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート塊</td> <td>(有)三谷建設</td> <td>津山市総社1172-1</td> <td>10.9km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記再資源化施設で積算しているが、請負者が積算及び搬入する処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設（法令等に基づいた正規な場所であること）と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの限りでない。</p>	種別	再資源化施設名称	位 置	運搬距離(片道)	備 考	コンクリート塊(無筋)	(株)ジェイピー有価物回収	津山市下田邑706-2	9.4km		コンクリート塊(鉄筋)	(株)ジェイピー有価物回収	津山市下田邑706-2	9.4km		アスファルトコンクリート塊	(有)三谷建設	津山市総社1172-1	10.9km	
種別	再資源化施設名称	位 置	運搬距離(片道)	備 考																	
コンクリート塊(無筋)	(株)ジェイピー有価物回収	津山市下田邑706-2	9.4km																		
コンクリート塊(鉄筋)	(株)ジェイピー有価物回収	津山市下田邑706-2	9.4km																		
アスファルトコンクリート塊	(有)三谷建設	津山市総社1172-1	10.9km																		

項 目	特 記 事 項
岡山県エコ製品について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事で使用する再生加熱アスファルト混合物（いわゆる改質アスファルト混合物を除く）、再生骨材等（再生砕石、再生砂、再生割栗石）、採石廃土等再生資材（再生砂）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、「岡山県エコ製品」認定製品を使用すること。ただし、下記の場合は、別紙「資材調達結果報告」を作成のうえ監督員と協議を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ○再生加熱アスファルト合材 工事現場から40km及び運搬1.5時間の範囲内に在庫がない場合 ○再生骨材等、採石廃土等再生資材 工事現場から40kmの範囲内に在庫がない場合 ・ 本工事で使用する資材については、「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環資源を原料とした再生品をその性能、品質、安全性、数量、価格等について考慮の上、可能な範囲で積極的な使用に努めること。また、品質及び価格が同等である場合は、岡山県エコ製品の優先的な調達に努め、使用に当たっては監督員の承諾を得ることとし、使用する場合は設計変更の対象とする。 ・ 岡山県エコ製品の基準に適合しないと認められたとき、搬入された資材の撤去等を指示する場合がある。
アルカリ骨材反応抑制対策について	<p>(レディーミクストコンクリート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負者は、高炉セメント及びフライアッシュセメントを使用したレディーミクストコンクリートを使用するときは、セメント内のスラグ及びフライアッシュ混合率を生コンクリート使用報告（承認）に記載すること。このとき、使用する高炉セメント及びフライアッシュセメントは、B種及びC種とする。その他のコンクリートを使用するときは、監督員と協議し、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2.1又は2.3を実施すること。 <p>(コンクリート二次製品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負者は、使用するコンクリート二次製品毎に、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2.1の確認を行い、監督員に報告すること。なお、高強度コンクリート使用の製品については、単位セメント量が多いためアルカリ総量が所定の値を満足しない場合があり、このときはアルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2.3を実施し、監督員に報告すること。さらに、この試験に用いる試料を採取するときは、受注者自らが立ち会うこと。

項 目	特 記 事 項
専任指導技術者の配置について	<p>総合評価（特別簡易型）一般競争入札（条件付）による入札*で、専任指導技術者の配置を申請し、落札者となった場合の特記事項は以下のとおりである。</p> <p>※入札公告において「専任指導技術者の配置を申請することができる」とされている入札に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約後は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）に加えて、配置予定技術者調書（別記様式2-2）に記載した専任指導技術者を配置し、現場代理人等の指名通知書と併せて「専任指導技術者配置届」を提出すること。 2 専任指導技術者は専任で配置し、工事の全期間に渡り監理技術者等を指導補助すること。ただし、監理技術者等の専任が必要とされない期間は、専任指導技術者についても専任であることを要しない。 3 病休、死亡、退職等特別な理由以外により配置予定技術者調書（別記様式2-2）に記載した専任指導技術者を配置できない場合（専任で配置すべきところを専任で配置できない場合を含む）は、工事成績評定を3点減ずるとともに、指名停止等の措置を行う場合がある。（契約締結前であっても、契約を締結しないとともに、指名停止等の措置を行う場合がある。） また、病休、死亡、退職等特別な理由により配置予定技術者調書（別記様式2-2）に記載した専任指導技術者が工期の途中で交代した場合は、交代後の専任指導技術者について、改めて評価を行うものとし、当該評価による得点の小計が交代前の専任指導技術者の得点の小計未満となったときは、工事成績評定を2点減ずる。（上記の特別な理由以外での専任指導技術者の交代は認めない。） 4 工事完了後の監理技術者等としての施工実績及び工事成績は、監理技術者等となった技術者にのみ付与する。
運搬について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊車輛に該当するものは、車輛制限令により道路管理者の許可を得なければならない。
内部防食防水工について	<ul style="list-style-type: none"> ・ （公）日本水道協会 JWWA K143 （2017）に基づき施工を行うこと。

項 目	特 記 事 項																					
レディーミクストコンクリートについて	<p>レディーミクストコンクリートの配合の記載は下記のとおりとする。 なお、水セメント比の規定については、コンクリート構造物の耐久性の向上を目的としており、鉄筋コンクリートで55%以下、無筋コンクリートで60%以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="683 408 2020 775"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>呼び強度</th> <th>スランプ cm</th> <th>粗骨材の 最大寸法</th> <th>セメント の種類</th> <th>水セメン ト比</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>40</td> <td>高炉</td> <td>60%以下</td> <td>・均しコン, 勾配コン、天端コン等 ・コンクリート壁 ・ブロック積、側溝 ・防護コン</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>24</td> <td>8</td> <td>20(25)</td> <td>高炉</td> <td>55%以下</td> <td>・調整池躯体</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ コンクリートを使用する構造物のうち、小断面のものについては、監督員の承諾を得て粗骨材の最大寸法を20mmまたは25mmにすることが出来る。</p>	使用区分	呼び強度	スランプ cm	粗骨材の 最大寸法	セメント の種類	水セメン ト比	備 考	I	18	8	40	高炉	60%以下	・均しコン, 勾配コン、天端コン等 ・コンクリート壁 ・ブロック積、側溝 ・防護コン	II	24	8	20(25)	高炉	55%以下	・調整池躯体
使用区分	呼び強度	スランプ cm	粗骨材の 最大寸法	セメント の種類	水セメン ト比	備 考																
I	18	8	40	高炉	60%以下	・均しコン, 勾配コン、天端コン等 ・コンクリート壁 ・ブロック積、側溝 ・防護コン																
II	24	8	20(25)	高炉	55%以下	・調整池躯体																
配管講習について	<p>・ GX管は比較的新しい耐震管であるため、メーカー等による配管講習を実施し、配管工及び現場代理人等は管種の特性、接続方法等を配管工事の着手前に十分把握すること。 また、これには監督職員も立ち会う。</p>																					
屋上防水・池内部防水について	<p>・ 屋上防水及び調整池内部防水は、請負業者・施工業者・材料業者連名による10年間の保証書を提出すること。</p>																					
調整池水張管理費について	<p>・ 調整池の漏水の有無を確認するために行うものである。 調整池躯体完成後に水張りを行い、監督員立ち会いのもと48時間水位に変動が無いことを確認する。なお、使用する水道水は企業団が提供する。</p>																					